

大阪医科薬科大学 研究活動における不正対策に関する取扱要領

(令和元年12月2日施行)

(目的)

第1条 この要領は、大阪医科薬科大学研究活動不正対策委員会規程第2条第4号に則り、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）内に設置する大阪医科薬科大学研究活動不正対策委員会（以下、「委員会」という。）が行う不正対策について定める。

(研究体制の公表)

第2条 委員会は、研究活動に係る研究者、事務職員及び運営・管理に関わるすべての者（以下、「研究者等」という。）に本学の研究体制の周知を図るため、「研究活動における各指針等体系図」を定め公表する。

2 研究活動における各指針等体系図には、国の指針・法令等及び本学の規程・細則・要領・ガイドライン、各種委員会、教育・研修を掲載する。

(職務権限の明確化)

第3条 委員会は、研究活動の事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任の範囲を明確にするとともに、研究者と事務職員間の意思疎通を活発にし、理解の共有化を図る。

2 委員会は、業務分担や決裁手続を含めた適切な管理体制の在り方等について常に検証を行い、責任権限体系の明確化を促進するための改善措置を講じる。

(関係者の意識向上)

第4条 研究者等は、自ら研究倫理の意識の高揚に努め、また、研究倫理教育責任者及び事務担当者は研究活動の不正対策に係る計画等の周知徹底と説明会等による啓発活動に取り組む。

2 委員会は、研究者等に対し、自らのどのような行為が不正に当たるのかを理解させるために研究倫理教育を実施する。

3 委員会は、事務担当者に対し専門性向上や人材育成の観点から、教育・研修機会の充実に努める。

(研究活動調査)

第5条 委員会は、研究活動の実施状況を確認するために研究者及び事務担当者より情報を集積し、本学全体の状況を体系的に整理・評価する。

2 委員会は、研究活動の実施状況は、学長及び学部長に報告する。

(不正告発窓口)

第6条 研究活動上の不正行為に関する告発窓口は、総務部総務課並びに学外第三者窓口とし、告発を受けた場合には直ちに研究推進課若しくは薬学総務部管理課に対応を要請する。

(研究活動に不正行為が発生した場合の対応)

第7条 研究推進課並びに薬学総務部管理課は、総務部総務課から要請のあった場合あるいは研究活動上において不正行為が発生した場合は、医学研究支援センター長、薬学研究支援センター長、看護学実践研究センター長及び学長、学部長に報告しなければならない。

- 2 医学研究支援センター長、薬学研究支援センター長、看護学研究支援センター長及び学長から指名された委員会の委員は、関係者から事情を聴取することにより事実関係を調査しなければならない。
- 3 調査結果は、委員長から学長に報告し、学長が重要事項であると判断した場合は理事長に報告する。
- 4 学長は、証拠類を保全するため学校法人大阪医科薬科大学賞罰規則第15条に基づき、不正行為に関与した疑いのある者を自宅待機させることができる。
- 5 調査の結果、研究不正行為が認定された場合、学校法人大阪医科薬科大学賞罰規則第3章に基づく懲戒処分を行うことがある。

(モニタリング及び監査)

第8条 委員会は、研究活動の不正対策を遂行するためにモニタリングを行うことができる。

- 2 委員会は、本学の研究活動が事前に定められた研究計画に基づき行われ、研究記録が適正に記録されているか否かについて監査を行うことができる。
- 3 学長は、必要に応じ研究者に対してモニタリングの実施を要請し、又は法人内部監査を理事長に依頼することができる。

(不正対策の点検、評価)

第9条 委員会は、常に研究活動の適正な運営及び管理、研究活動に係る不正を発生する要因の把握及び情報収集に努め、不正対策の点検評価を行いながら、必要に応じてその見直しを図る。

(事務)

第10条 この要領に関する事務は、研究推進課並びに薬学総務部管理課が行う。

(改廃)

第11条 この要領の改廃は、学長が行う。

附 則

この要領は、令和元年12月2日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年7月9日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年10月5日から施行する。